

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	公園内の秩序を乱す者への立入りの禁止等の命令		
根拠法令 及び条項	蓮田市都市公園条例 第27条		
処分基準	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 【参考】 蓮田市都市公園条例（平成3年3月22日条例第14号） （立入りの禁止等） 第27条 市長は、都市公園の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、都市公園からの退去を命ずることができる。		
処分基準 設定年月日	令和6年3月27日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部みどり環境課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。